

| | |
|------------------|---|
| Title | 労働争議解決に関する英国調査会の報告 |
| Sub Title | |
| Author | 堀江, 帰一 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1914 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.2 (1914. 3) ,p.201(75)- 208(82) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140300-0075 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ならしむるを得るが如し。其他各獨立の事業としては殆ど引合はざる程小規模の電燈事業小電力事業並に小電氣鐵道も之を兼營する時は相當の大規模なる發達電工場を設け之を兼營して有利なるを得るに至ることあるが如き又其例なり。要するに技術上其經營の大部分を共通にするを得る幾多の産業は縦令ひ單純なる獨立の企業として經濟上引合はざる場合に於ても之を兼併經營し其共通部分を統一經營するに依りて全部悉く有利の産業と爲るの場合決して少からず。而して斯る場合に於て兼業の技術的利益は又兼業發生の原因と爲るなり。

兼業發達の原因は大略以上二節に述ぶる所の如し。而して吾人が茲に認めて以て兼業發達の原因と爲すものは何れも企業家の私經濟的見地より觀たる經濟的利益に外ならず。此經濟的利益こそ正に企業家を驅りて兼業を敢行せしむるに至らしむるの原動力に外ならざれども併し此等の利益は各種の産業の上に均一に存するものに非ず。産業の技術的性質に依り將た其發達の程度に依りて其有無多少を異にせる次第は上述の説明に依り略々之を知るに難からざる可し。従て吾人は復た茲に之を贅せず。唯々以下少しく此兼業の方法即ち所謂形式に就て述ぶる所あらん。(未完)

雜 録

勞働爭議解決に關する英國調査委員會の報告

堀江 歸一

千九百十二年六月英國商務院長官シドニー、バックストン氏は、工業紛議調査委員會々長カー、ジョージ、アスクウチスに向つて、現時備者並に勞働者の間に發生しつゝある紛議を解決し、兩者の間に平和友誼を重んずる關係を成立せしむる方法を攻究し、各方面に於ける意見を參酌して、適當の方案を示す可きことを要求し併せて右問題攻究の際には、第一工業契約の履行を保護するには、如何なる方法を以て、最良のものとするか、第二如何なる程度まで、又如何なる方法を以て、備者並に勞働者の代表團體の間に成立したる工業契約を特殊の職業又は特

殊の地方を通じて普及せしむるを得るかの二點に重きを置く可きことを通知したり。アスクウチス氏は此通知に應じ、二十四名の委員を任選して、自ら委員長の職に就き、調査に従事すること一年に及び、其間勞働問題に關係ある人士數十名を招致して、意見を徴し、昨年七月漸く一冊の報告書を作成し、今回調査資料と共に世上に發表するに至れり。Report on Enquiry into Industrial Agreements with minutes of Evidence. cd. 6952,6953 是れなり。今、本報告中の要點を摘記して、勞働問題研究の參考に充てんとす。

一、契約の履行

工業契約に就ては、法律上何等の定義なきを以て、本委員會に於て、適用なる定義を下さざる可からず。本委員會の見所を以てすれば、工業契約を以て、特殊の職業又は特殊の地方に於ける使備の一般的條件を律する爲め、備者と勞働者との間に締結せられたる約定と解釋する

を至當とす。隨て一箇の備者と一箇の労働者との間に成立したる雇傭契約の如きは、工業契約の基礎たること多しとするも、尙ほ工業契約と異なれりとせざる可からず。工業契約は主として備者並に労働者が彼等の間に成立したる團體的約定を以て、一箇の備者と一箇の労働者との間に成立する、雇傭契約を支配する重なる箇條たらしむるの希望の下に締結せらるゝものにして、通例備者組合と労働者組合との間に行はれ、その全體の職業を律する程度は箇々の場合に於て、異なるを免れず。

工業契約を以て、備者並に労働者の間に於ける契約とすれば、箇人間又は法人間に行はるゝ普通の商事契約と之を同一視する能はざるを記憶せざる可からず。普通の商事契約に於ては、契約を締結する人は直接に關係ある當事者なるか、又は少なくとも關係者より委ねられたる權限の下に行動する人なれども、工業契約に於ては、契約は代表者に依て締結せられ、而して此

代表者は代表する人の多數なること、商業上の異動に伴ふ事情に依て、一定の權限を委任せらるゝに難く、又代表する人の意嚮を豫測するに困難なるの事實あり。此種の困難あるに拘はらず、工業契約が大體に於て能く履行せられたるは、調査資料の示す所にして、時に發生する契約の破棄は少數者の行動に依り、或は特殊の事情に基き、或は解釋に關する異議に出でたるものに外ならず、故に備者並に労働者は其代表者の締結したる契約に服従する道義的義務を感ずるの念深きこと勿論にして、組織を缺ける職業、組織の不完全なる、又は組織の日を経ること少なき職業に於て、破棄の事例多く、他の場合に於ける破棄は異常の狀況の下に、契約を遵守するの困難大なるに至れるに依るもの、如し。

契約當事者の一方が契約を破棄したりと非難せらるゝ事例に就て調査するに、契約の署名者は善良なる意思を以て、契約の條項を承認したるも後に至つて、其代表したる人の賛成を求む

る能はずして、爲めに破棄の事實を生ずることあり。蓋し斯る結果を招くは紛議の爲めに、現に事業停廢せらるゝか、又は停廢せられんとするに當て、契約を締結するが故に、後日修正を要する條項にも承認を與へて目前の紛議を收拾せんとし、後日に至つて破棄の已むを得ざるに至るものあり。又時局切迫の爲め、一々用語の解釋を確定するに至らず、爲めに解釋上に異議を生じて、契約の破棄を見ることがあり。隨て契約の解釋に就て異議の起れる場合には、獨立の委員長、仲裁人又は仲裁局の決定に據らしむるの條項を設くるを必要とす。

今日英國に存在する任意の和解局、仲裁局、備者労働者聯合會議の職分は満足に遂行せられ幾多の紛議解決に資したるは、多數の參考人の認めたる所なるが、更に一步を進めて、是等機關の決定に強制的效力を有せしむるの可否は一箇の疑問に屬するが如し。是等機關の基礎とする所は相互の承諾にして、從來道徳的義務の感

情を以て、相互の承諾が任意の間に成立したるは、最も注目を値す可く、之に代ふるに他の原則を以てするの當否は遽に判斷する能はず。或は現時の任意的和解機關に何ものかを附加するの必要なかと云ふに、目的とする所既に同盟罷業又は同盟解備に依て、關係者並に社會全體に及ぼす損失不便を輕減するに存する以上は、同盟罷業又は同盟解備に最終の決定を與ふる或る權能のなかる可からざるは、多數の認めたる意見にして、委員會も亦此意見に賛同したり。現に今日組織ある事業に於ては、賃銀、労働時間並に他の労働條件に關して、紛議の起れるときには、事業を停廢せずして、之を解決す可きことを契約に於て約定し、此約定に反して、事業を停廢したる場合には、復業するまで和解局其他の團體に於て、解決の勞に當らざることをするの例あり。茲に於てか、多數の人士は紛議の通告を和解機關に致して後三十日間は事業を停廢す可からざるの制限を付するを必要とし、

又或る者は之を無用とし、又或る者は此期間内に於て同盟罷業を鼓吹する行動を禁止し、備者が組合外労働者を雇入るゝことを禁止するの意見を進めたり。随て委員會は現行の和解制度に一步を進め、和解条件の容れられざる爲めに、再び同盟罷業又は同盟解備の状態に復歸せんとする以前に紛議關係者をして事情を訴ふる獨立の團體又は人の在ることを必要とする意見に一致したり。

備者並に労働者の間に於ける有效なる組織的團體が工業契約の履行を保護する方法たるは諸種の事業に於ける實驗の示す所なり。殊に鋼鐵業に於ける如く、備者並に労働者の團體が該事業に従事する者の多數を包容する場合には、契約破棄の起ること甚だ稀にして、時に其起ることあるも、備者組合又は職工組合に依て、直に解決せらるゝが故に、何等の困難を告ぐるに至らずと雖も、麵麩製造業の如き、組織の不完全なるものに於ては、契約破棄に際して、有效

なる行動を爲す能はざるが故に、屢々契約の存在を脅かされざるを得ず。

契約當事者の道徳上の義務に服する念が契約の履行を助長するの事實は委員會に於て認められたるが、斯る義務の外に、金錢上の保證を徴收し、又は罰金を賦課する方法を以て、契約の履行を確實ならしむるの必要なきや否や、契約を破棄したる者に金錢上の刑罰を課し、又は斯る者に金錢上の助力を與ふることを禁止するの所説は共に委員會の研究に上れり。前説に對しては、契約破棄者に對する罰金は破棄者自ら之を支拂はずして、組合の負擔に歸するを以て、罰金たるの效果を生ぜずとの批評多く、眞實所罰を明にするの趣意ならんか、破棄者を組合より除名するを可なりとす可く、労働者が職工組合より除名せらるゝは、最も有效なる刑罰たる可しとの説ありたれども、刑罰の效果過言なりとの所説に傾きたり。又罰金を課するものとして、直接に契約破棄者より徴收するか、組合よ

り徴收するか、後者の場合に於ては、組合は破棄者より罰金を賠償せしむ可きかも、一の問題として攻究せられたり。人をして責任を重んぜしむる趣意より云ふときは、假令ひ組合が罰金を支拂おも破棄者をして賠償せしむるを至當とす可し。然も組合員の多數が契約を破棄するか或は組合の組織薄弱にして、組合員は罰金を賦課する組合を脱し、組合外の労働者として、職業を求むるに難からざるときは、果して如上の方針を履行するを得るや否や、疑はしきものありとす。茲に於てか、一部の人士は職工組合殊に組合役員の責任を強大ならしむるを必要とし若しも組合にして適當の通知に接せざる契約破棄又は同盟罷業に對して、罰金を支拂ふの責任ありとすれば、組合役員は組合員に對して契約を遵守す可きことを強要し、又は適當の通知なくして、職業を廢棄することを禁止するの手段を見出さざる可からずとしたり。

契約を破棄したる者に金錢上の助力を與へざ

るの一事は一般に承認せられたれども、立法上の規定に依て、之を強制す可きや否やの點に就ては、議論分岐して、統一する能はざりき。契約の履行を保證するに足る保證金提供の件に就ては、第一保證金制度の當事者の不信用を表白する所以なること、第二職工組合の資力を以てしては、充分なる保證金を提供するに足らざること、第三少額の保證金にては、何等當事者を拘束するに足らざることの三點に於て、反對論あるを免かれざりき。随て委員會も任意に保證金の提供せらるゝ場合に於ては、之に反對する理由なきも、之以上に何等の規定を設くる能はずとしたり。

工業契約施行の期限は一年乃至五年の間に居り、期限後當事者の一方に於て契約の修正又は廢止を希望するときは、十四日乃至六箇月以前に之を通知せざる可からず。此種規定の必要は一般に承認せられたるが、尙ほ契約の期限の概して短期なることを希望する者あり。又特殊の

職業並に關聯したる職業に於ける部分的契約の期限は總て同一とし、總ての契約をして同一時期に期限満了する爲めに、改正を要するものたらしめ、以て部分的紛議の簇生する場合に處せしむるの意見を主張したる者ありき。委員會は大體に於て當事者間に發生する問題を解決する機關を組織する爲めに生ずる契約と此機關の運用に關する契約とを區別し、前者の期限は後者の期限よりも之を延長するを以て理由ありとし一方に特殊の習慣の存せざる限り、契約の期限は三年を以て、最長期とす可しとしたり。

二、契約の普及

委員會の調査したる所に據れば傭者組合と職工組合との間に成立したる契約は傭者組合に屬せざる傭者に依て、襲用せらるゝこと多し。是れ關係事業に従事する労働者の間に組織を存し、而して職工組合は組合外傭者を壓倒するに足る勢力を有すればなり。然も労働者の組織不完全なる場合には、契約の普及せらるゝと斯の如く

爲る能はず。時に職工組合は同盟罷業の手段に訴へて、組合外傭者をして契約に服従せしめんとしたるもあり。委員會に於て意見を陳述したる人士中、一地方に於ける傭者組合が任意に締結したる契約を一地方全體の傭者に遵奉せしむるの必要を認めたる者あるに對して、之に反對するものありき。委員會の所見を以てするに組織の不完全なる事業に於て、契約を有効に維持せんとするに、契約を遵奉せざる傭者の存するは、非常の妨害たる可しと雖も、組織の完全なる場合に、傭者組合以外に少數の傭者あるは、契約の效力を傷くるに至らず。蓋し職工組合は契約を遵奉するを好まざる傭者に對しては、組合員の就業を拒絶することを以て、之を脅すを得なければなり。固より事の完全を望まんか、斯る傭者の絶無は最も好都合にして、假令少數なりとも、其存在するは、契約の繼續を妨ぐる可し。茲に於てか、契約を全體の事業に普及せしむるの必要を生じ、又之を普及せ

しむる機關に就て問題を惹起さるを得ず。此點に就ては工業紛議調査委員會に於て、普及の當否を調査し必要と認めたる事業に對しては、契約の遵奉を命令するの說ありたれども、委員會は商務院に於て適當の機關を構成するを必要とし、契約の遵奉を命ずるに當つては、其以前に事實を公告し利害關係者をして廣く意見を開陳せしむるの手段を取り、契約有効の期間は本來の契約の期限如何に拘はらず、適宜之を決定せざる可からずとし、委員會の意見として、左の私案を發表したり。

工業契約にして傭者組合並に職工組合の代表者間に成立したる場合には、契約期限内、當事者は此契約は當事者たる組合員以外の人に適用するを得るものなるや否やを審査することを商務院に請求するを得。商務院は此請求を受理したる後、先づ斯る請求ある事實を公表し、併せて調査に當る人名を發表し、調査着手前適用せらるゝ契約の條項をも公にす

可し。調査員が契約を締結したる組合は一地方を代表するに足る傭者並に労働者にして、其契約は適當なりと認むるときは、之を全地方に普及することを命ずるを得。但し此決定を爲すに當り除外の要求を爲す者あるときは、以上は委員會本報告の概要を抜萃したるものにして、取捨宜しきを得ざるの點は譯者の責に任ずる所なれども、大體に於て英國官民間に如何なる方針に依て、労働紛議を解決する意嚮の懷抱せらるゝやを明にするに足るものある可し。附録調査資料即ち委員と參考人との問答速記は六百六十五頁に上る大冊にして、之を讀過すること容易ならず。然も參考人の中には、昨年來英國の労働運動に異彩を放ちつゝあるジエームス、ラーキンの如きあり、多年靴工組合の會頭たりしダンカン、ヘンダーソンの如きあり炭坑夫組合代表者にして、労働黨の下院議員たるハーヴェーの如きあり。是等諸氏が如何なる

意見を持して、今日の労働運動を指導しつつあるのは、問答速記に依て、其一斑を窺ふを得べし。余は労働問題の研究者に向つて本報告並に附録の一讀を望むや切なり。

銀行、財政の交錯點並に
預金組織への進展運動、
殊に米國の聯合準備の
新法に就て

高島佐一郎

目 次

- (一) 銀行、財政の交錯點
- (二) 銀行と國庫制度との關係
- (イ) 預金組織
- (ロ) 金庫組織
- (ハ) 特立金庫組織
- (三) 預金組織への進展運動
- (四) 米國聯邦準備法の經濟觀

本編の目的は金融に直接交渉する財政作用の一面即ち茲に金融的財政と假題せんと欲するものと銀行業との間に存在する所の或る緊切不可離の關係の内容を觀察し、以て一國財政の組

織運用が如何に其邦國の銀行制度、經營に繫屬し關係する乎を敘説し、次いで其關係の一重要局面たる銀行並に國庫制度の交錯を抽き來りて其因果關係を概論し、之に舊臘遂に大統領ウヰルソンの署名を経て將來に實施の域に入らんとする彼の米國の聯邦準備法 (Federal Reserve Act) を點綴評論して國庫制度に就いて今や世界の大勢たらんとする「預金組織の進展運動」の軌跡を概觀せんとするにあり。
而して共和黨内閣時代の Aldrich-Vreeland 法案を參酌して米國化し、又たラフリン教授等が提唱したる全國準備聯合會を折衷して法化し兼ねて半世紀以上の歴史を擔へる國立銀行法の重要な一角を切取らんとするの此聯邦準備法は、一新聞が論せる如く、未だ以て奈翁の佛蘭西銀行、比公の獨逸帝國銀行に比較すべからざるを覺ゆと雖も、少くとも國庫制度改善問題の關する限り、彼の十月の新關稅法と共に米國六十年來の名立法と爲すを妨げざるべし。

思ふに Hobbes が國家を以て Leviathan に喩へたるは汎く人の知る所、然らば國家歳出入は此大動物の靜動脈の總てに流るゝ血潮に比すべし、蓋し血液の流動なければ有機體の生存は不能なるべければなり。又顧みれば Prof. Conrad 等は銀行の用を以て人の心臓に喩へたり。吾人亦之に倣ひて近世銀行の職分を比類するに近世國民經濟組織體を廻るの血液を以てせんとす。何となれば今日の經濟組織は銀行の存在なしに運行すべからず、又た銀行の用は其組織體の如何なる部分に遍在してあらざる所なければなり國家歳出入及び銀行、既に均しく國家財政並に國民經濟の血液たる職分を有し、此二者が財政及び經濟といふの二有機組織體の全部に循環して其生活の本源を爲すものなりとせば、財政及び銀行業間には分離すべからざるの一重要關係の存在し兩者相俟て一國金融經濟の運用を完美ならしむるものなること亦た疑ふべからず。
次に抽象的なる比喻を離れて此點に關する具